ĦΙ

○福島県景観審議会規則の一部を改

報

正する規則をここに公布する。 福島県景観審議会規則の一部を改正する規則及び福島県景観条例施行規則の一部を改

島県知事 佐 藤 雄 平

# 福島県規則第七十五号

平成二十一年八月十四日

福島県景観審議会規則の一部を改正する規則

福島県景観審議会規則(平成十年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正す

第一条中「第三十五条」を「第三十条」に改める

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する

(環境共生課環境評価景観室)

### 福島県規則第七十六号

福島県景観条例施行規則(平成十年福島県規則第八十四号)の一部を次のように改正 福島県景観条例施行規則の一部を改正する規則

第一条中「規則は、 の下に「景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)

及び」を加える 第二条から第四条までを削る

正する規則

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

同条第二項及び第三項中「事案」を「案件」に改め、同条に次の七項を加える。 六条第四項の公聴会(以下単に「公聴会」という。)」に、「事案」を「案件」に改め、 第八条第三項及び第九条第三項で準用する場合を含む。)の規定により公聴会」を「第

公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長になって主宰する。

公述人の発言は、第一項の案件の範囲を超えてはならない。

第五条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条第一項中「第七条第六項(同条第九項、

○福島県景観条例施行規則の一部を 改正する規則

9

議長は、公聴会の終了後、

成しなければならない。

の発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

公述人が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、

そ

又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

速やかに公聴会の経過に関する事項を記載した記録を作

議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、

10 第五条を第二条とし、同条の次に次の二条を加える。 議長は、公聴会の結果について、前項の記録を添えて知事に報告しなければならな

第三条 法第十六条第一項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書 (行為の届出) (様式第一号) により行うものとする

2 もって、これらの図面に替えることができる。 表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面を 七条各号に掲げる行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に 条例第八条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、条例第

条例第七条第一号又は第四号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書

する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示

当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

一 条例第七条第二号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書

する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示

当該行為を行う土地の区域及び当該行為の周辺の状況を示す写真

三 条例第七条第三号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書

図面で縮尺二千五百分の一以上のもの 堆積しようとする物件に係る敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する

当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における堆積しようとする物件の位置(当該物件に係る遮へい ある場合は、その位置を含む。)を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの 物が

堆積しようとする物件(当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物

エ

報

3 兀 めるときは、これを省略させることができる。 (変更届等) 前項の規定にかかわらず、知事は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認

第四条 出書(様式第二号)により行うものとする。 法第十六条第二項の規定による届出は、 景観計画区域内における行為の変更届

2 条例第十一条第二項の規定による条例第十条第一項に掲げる事項に変更があったと きの届出は、氏名等変更届出書(様式第三号)により行うものとする。

3 取りやめたときの届出は、景観計画区域内における行為の廃止届出書(様式第四号) により行うものとする。 条例第十一条第二項の規定による法第十六条第一項の規定による届出に係る行為を

第六条から第十三条までを削る。

三条第一項」に改め、同項を同条とし、同条を第五条とする。 四項中「第十四条第六項(条例第二十二条第二項で準用する場合を含む。)」を「第十 第十四条の見出しを「(公表)」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第

ける行為の完了届出書 | を「景観計画区域内における行為の完了届出書」に改め、 第十五条中「第十五条又は第二十三条」を「第十六条」に、 大規模行為「景観形成重点地域にお

同条

を第六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(身分証明書)

第七条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、 とする。 身分証明書 (様式第六号)

(標識)

第八条 法第二十一条第二項の規定により設置する標識は、福島県景観重要建造物標識 (様式第七号) とする。

2 八号)とする。 法第三十条第二項の規定により設置する標識は、福島県景観重要樹木標識 (様式第

(現状変更の許可の申請)

式第九号) により行うものとする。 法第二十二条第一項の許可の申請は、 景観重要建造物現状変更許可申請書

2 号)により行うものとする。 法第三十一条第一項の許可の申請は、 景観重要樹木現状変更許可申請書 (様式第十

第十六条及び第十七条を削る。

式第十三号」に改め、 第十九条を削る。 第十八条中「第三十一条第一項」を「第二十六条第一項」に、 同条を第十条とする 「様式第七号」を「様

別表を削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

(表) 景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

	(1) 建築物の建	用途							
	築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)							
	(2) 工作物の建	種類							
行為の種類	設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)							
11 小小 人) 「王 关注	(3) 開発行為								
	(4) 土地の開墾、	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更							
	(5) 木竹の伐採								
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
	(7) 水面の埋立で	て又は干拓							
行為の場所									
行為の着手予定日		年 月 日							
行為の完了予定日		年 月 日							
備考									
※ 受 付 日		年 月 日							
※ 届出番号		第   号							

(裏)

福

						届	出部	分				J	既存音	部分				,	合	計		
		敷	地	面	積				n	i						m²						m²
	建	建	築	面	積				n	i						m²						m²
	築	延	ベ	面	積				n	ì						m²						m²
	物	高			さ				m	ı						m						
	121 の	外観	の変	更更	面積				'n	i						m²						m²
	建	構造	及	びド	皆 数							造		階	建							
	築							屋	枯	i Č							夕	<b>L</b>	壁			
	等	外観(	の仕	上げ	材料					(			)						(			)
	4	色			彩					(			)						(			)
		形態	及	びす	意 匠																	
		敷地の	の緑	化の	方法																	
	エ					届	出部	分				I	<b>医存音</b>	#分				,	合	計	-	
	上 作	築	造	面	積				n	i						m²						m²
行	物	高			さ			(	) m	ı				(	)	m						
為	か の	外観	の変	更更	面積				n	i						m²						m²
の設	建	構造( 含む。		及び意	意匠を																	
計	設	色			彩													(				)
又	等	敷地の	の 緑	化の	方法																	
は	開系	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十抽	の開		面 積					法	面	0)	高	さ	及	び	延	長			
施	墾る	その他の	土地	の形			m²					高	ž	n	1 3	延長		m				
行方	取又	O変更( スは鉱物 、。)、	の掘	採を		炎の土地の形 緑化の方法	狀															
法		マスは干		*/·王	変更後	後の法面の外	相															
						面 積					の法	面	の	高	さ		び	延	長			
							m²					高				延長		m				
	土石 の排	言の採取 屈採	又は	鉱物		也の形	-															
						の緑化の方																
						. いの方	法															
	木竹の伐採			伐採種別			樹		種			伐	採面	積			高		さ			
															m²					m		
			跡地	の緑化の方法																		
	₽ <i>h</i>	1 )~ ♪~) ♪	・フム	<del>, '</del>		種易	IJ					面	積					店	ij	さ		
		∤におけ 廃物、再			たい										n	ì						m
		也の物件			堆積	責の方																
						いの方			<b>.</b>													
	その	)他参考	とな	る事項	頁(景観	見形成上配慮	ました	:事項	[等)													

### 備考

- 1 行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号、福島県景観条例第9条各号及び福島県景観条例施行規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあっては建築物の 用途(例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等)、工作物の建設等にあっては工作物の種類(例 煙突、 高架水槽、アスファルトプラント等)を記入すること。
- 3 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に工事等に着手する日をいう。
- 4 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要 とするときはその旨を記入すること。
- 5 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 6 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の 面積を記入すること。
- 8 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、 波型スレート、小口タイル、ガラス等)
- 9 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値(表色系)を記入すること。(例 濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、薄い 灰色 (N 8)、淡い緑色 (10G 6 / 2))

なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面サイン又は外壁サインを含む。)にその色調及びマンセル値(表色系)を明示すること。

- 10 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の()内には、既存部分の状況を記入すること。
- 11 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の ( ) 内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 12 木材の伐採の「伐採種別」の欄には、皆伐又は択伐の別を記入すること。
- 13 「その他参考となる事項」の欄には、景観形成上配慮した事項等について次のように記入すること。
  - 例 ・ 背景となる山並みに溶け込む色彩とし、建築物の高さを周囲の樹木の高さより低く抑えた。
    - 周囲の自然景観との調和を保つため、木竹の伐採は極力避け、さらに、建築物の周囲には、植栽を施した。
- 14 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。
- 15 ※印の欄は、記入しないこと。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

付表1

### 建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	建 築 面 積	m²	m²	
	延 べ 面 積	m²	m²	m²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m²	m²	m²
	構造及び階数		造階建	
		屋根		外 壁
	外壁の仕上げ材料	(	)	( )
	色彩	(	)	( )
	形態及び意匠			
建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	建築面積	m²	m²	
	延べ面積	m²	m²	m²
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m²	m²	m²
	構造及び階数		造階建	
		屋根	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	外 壁
	外壁の仕上げ材料	(	)	( )
	色彩	(	)	( )
772 665 161 772 666 666	形態及び意匠		11m² - € → 4-12 / 13	Λ =1
建築物の建築等	7.th	届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	建築面積	m² 2	m²	
	延べ面積	m²	m²	m²
	高される。		m 2	2
	外観の変更面積	m²	m <sup>2</sup>	m²
	構造及び階数	H 40	造階建	A) P拉
	外壁の仕上げ材料	屋根	\	外 壁
		(	)	
	色   彩     形態及び意匠	(	)	
 建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	建築面積	m m m	m <sup>2</sup>	
(1111) • /	延べ面積	m²	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m² m²	m² m²	
	構造及び階数	111		111
	THE A O II A	屋根		外 壁
	外壁の仕上げ材料	(	)	( )
	色彩	(	)	( )
	形態及び意匠		,	,
建築物の建築等	77 72 72 72 72	届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	建築面積	m²	m²	
,	延べ面積	m²	m²	
	高さ	m	m	
	外観の変更面積	m²	m²	
	構造及び階数			
		屋根		外 壁
	外壁の仕上げ材料	(	)	( )
	色彩	(	)	( )
	形態及び意匠		'	,
	•	*		

付表 2

### 工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	m²
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m²	m²	m²
	構造(形態及び意匠を	***	111	111
	含む。)			
				(
	色彩	F1.1. Lp /1	Dref de delt di	( )
工作物の建設等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	m²
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m²	m²	$ m m^2$
	構造(形態及び意匠を	·		
	含む。)			
	色彩			( )
工作物の建設等	42	届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(1014)	高さ	( )	( )	
	外観の変更面積	( ) m   m²	( ) m m²	m²
	構造(形態及び意匠を	III	III	III
	含む。)			(
工作物の建設等	色彩	見山切八	田士士が八	\ \ \ ₹F
	<i>₩</i>	届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	m²
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m²	m <sup>2</sup>	m²
	構造(形態及び意匠を			
	含む。)			
	色彩			( )
工作物の建設等		届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	$m^2$
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m²	m²	m²
	構造(形態及び意匠を		ı	
	含む。)			
	色彩			( )
工作物の建設等	- "	届出部分	既存部分	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	m²
(. F1.14) • /	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m <sup>2</sup>	m²	m²
	構造(形態及び意匠を	111	111	111
	含む。)   色 彩			(
T 16-14m 0 7-14-711/55	色彩	F1 (1 47 / 7	DIC # 40 /1	
工作物の建設等	<i>bb</i>	届出部分	既存部分。	合 計
(名称: )	築 造 面 積	m²	m²	<u> </u>
	高さ	( ) m	( ) m	
	外観の変更面積	m²	m <sup>2</sup>	m²
	構造(形態及び意匠を			
	含む。)			
	色彩			( )

### 様式第2号(第4条関係)

### 景観計画区域内における行為の変更届出書

報

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日					
	(1) 建築物の建     ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転       、					
	(2) 工作物の建     ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)					
行 為 の 種 類	(3) 開発行為					
1 局の性知	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	5) 木竹の伐採					
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
	(7) 水面の埋立て又は干拓					
行為の場所						
変 更 内 容	変 更 前 変 更 後					
行為の設計又は 施行方法						
備考						
※ 受 付 日	年 月 日					

- 1 景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書に準じて、当該行為の変更の内容を示す図書を添付する
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

### 様式第3号(第4条関係)

### 氏名等変更届出書

福島県知事

年 月 日

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日					
	(1) 建築物の建       ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転         (2) 乗等       オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)					
	) 工作物の建       ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)					
<b>红</b> 为 の 琵 粞	(3) 開発行為					
行為の種類	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	5) 木竹の伐採					
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
	(7) 水面の埋立て又は干拓					
行為の場所						
変 更 内 容	変 更 前 変 更 後					
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)						
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
備考						
※ 受 付 日	年 月 日					

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

### 様式第4号(第4条関係)

### 景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

福島県景観条例第11条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の廃止について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日					
	(1) 建築物の建 築等       ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)					
	(2) 工作物の建       ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転         設等       オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)					
行 為 の 種 類	(3) 開発行為					
11 分り性 規	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	(5) 木竹の伐採					
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
	(7) 水面の埋立て又は干拓					
行為の場所						
行為の廃止日	年 月 日					
備考						
※ 受 付 日	年 月 日					

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

### 様式第5号(第6条関係)

### 景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

福島県景観条例第16条の規定により、景観計画区域内における行為の完了について、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日				
	(1) 建築物の建     ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転       築等     オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)				
	(2) 工作物の建       ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転         設等       オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)				
行為の種類	(3) 開発行為				
11 何の性知	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更				
	(5) 木竹の伐採				
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
(7) 水面の埋立て又は干拓					
行為の場所					
行為の完了日	年 月 日				
備考					
※ 受 付 日	年 月 日				

- 1 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 様式第6号(第7条関係)

(表

祌 真 承 氏 严 分 屈 岔 渭 罡 1111 徭 声

規定により原状回復等を行おうとする者又は同条第7項の規定に より立入検査若しくは立入調査をする者であることを証明する。 上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の

田 日交付

年

福島県知事

田

無

景観法 (抄)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要が のをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させる 必要な措置をとることを命ずることができる。 あると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に ため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の 定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないも

を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体 を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置

> の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、 又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることが

- 響を調査させることができる。 状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影 当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施 に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告を いて、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者 させ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度にお
- を提示しなければならない。 証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これ 規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の
- 査のために認められたものと解してはならない。 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜

### 備光

- ルとする。 用紙の大きさは、総 9 センチメートル、横 6 センチメート
- トルとする。 写真の大きさは、縦 3 センチメートル、横2.5センチメー

様式第八号を削る

様式第七号中「(第18条関係)」を「(第10条関係)」に、 压氏

所名

住 严

氏 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) に、 「第31条第

「添付書類 協定書の写し並びに協定の対象となる土地

記入上の注意 ※印の欄は、記入しないでください。

1項」を「第26条第1項」に、

の区域の位置及び範囲を示す図面

を 協定書の写し並びに協定の対象となる土

を添仕すること。

※印の欄は、記入しないこと。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番

地の区域の位置及び範囲を示す図面

に改め、 同様式を様式第十一号とし、様式第六号

備考 標識の大きさは、縦40センチメートル以上、横50センチメートル以上とする。

備考 標識の大きさは、縦40センチメートル以上、横50センチメー

トル以上とする。

森式第7ヵ(※8%圏家)

	福島県景観重要建造物標識
名称	
所 在 地	
指定年月日	
指定番号	
指定理由	

### 様式第8号 (第8条関係)

指定理由	指定番号	指定年月日	所 在 地	樹種	
					福島県景観重要樹木標識

### 様式第9号(第9条関係)

### 景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

景観重要建造物の増築等の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第   号
指定の年月日	年 月 日
行為の種類	ア 増築 イ 改築 ウ 移転 エ 除却 オ 外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)
行為の場所	
行為の設計又は 施行方法	
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日

- 1 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

### 様式第10号(第9条関係)

### 景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所 申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

景観重要樹木の伐採又は移植の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号			第		号
指定の年月日			年	月	Н
行為の種類	ア 伐採 イ	移植			
行為の場所					
行為の施行方法					
行為の着手予定日			年	月	日
行為の完了予定日			年	月	日

- 1 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

3 2 1 第十条の規定により提出された優良景観形成住民協定認定申請書とみなす。出されている優良景観形成住民協定認定申請書は、改正後の福島県景観条例施行規則3 この規則の施行の際現に改正前の福島県景観条例施行規則第十八条の規定により提4 福島県景観計画公聴会規則(平成十七年福島県規則第百十八号)は、廃止する。4 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則

(環境共生課環境評価景観室)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。